

その他

官公需に係るこれまでの経緯・今後の取組 について

内閣官房

2026年1月

官公需に係るこれまでの経緯・今後の取組について

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（2025年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

「強い経済」を実現する総合経済対策（抜粋）（2025年11月21日閣議決定）

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

（3）物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保とともに、（中略）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の徹底を進める。

（中略）

また、地方公共団体において、工事契約以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定するほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

取組内容

- 令和7年12月16日に府省庁等の会計課長等により申合せ。
- 関係府省庁等の会計部局だけでなく、各業所管部局、地方支分部局及び独立行政法人等を含め取組を徹底するとともに、各業所管部局は、その取組の効果が、中小受託事業者までいきわたるよう、また、低入札価格調査の新基準の地方自治体等への周知も含め、取組の実施を関係府省庁等の局長級等により徹底。

官公需に係る適切な価格転嫁の推進に向けた取組について（案）

令和7年12月22日

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

これを受け、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、令和7年12月に各府省庁等により、別紙のとおり、総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底について、地方支分部局等への支援等や独立行政法人等への要請等も含め、申合せが行われたところである。

官公需に係る適切な価格転嫁の推進に向けて、上記の各府省庁等、地方支分部局等及び独立行政法人等の取組を徹底するとともに、各業所管部局は、その取組の効果が、中小受託事業者までいきわたるよう、所管する事業者に対し、官公需における価格転嫁の取組について、周知を行う。地方公共団体での取組については、総務省を通じ徹底を図るものとする。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔令和7年12月16日
府省庁等申合せ〕

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大
落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。
2. 低入札価格調査基準の見直し
労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。
3. 期中改定等の徹底
「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部局の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。
4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等
官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1から3までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1から4までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における1から5までの取組状況も含め、令和7年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年1月

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

（1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

（2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

（3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

（4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

（1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

- ・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること など

（2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

(参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

経済財政運営と改革の基本方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

(2) 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。**

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。**

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。**

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。**同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。